

当診療所では、令和 8 年 6 月 1 日の診療報酬改定により、以下のとおり対応を行っております。

■「電子的診療情報連携体制整備加算3の算定について

[初診時 4 点 再診時 2 点（いずれも月 1 回）]

- ・ 当診療所では、患者様に「より安全で、スムーズな医療」を提供するため、医療 DX を通じて質の高い医療の提供ができるよう体制整備を行っています。
- ・ 診療情報を取得・活用することにより、最適な医療の提供に努めています。
正確な情報を習得・活用するため、マイナ保険証のご利用にご協力をお願いします。

■「物価対応料」の算定について

[初診時 2 点 再診時 2 点 訪問診療時 3 点]

- ・ 昨今の物価高騰への対応として、厚生労働省の基準に基づき「物価対応料」を算定しています。
ご理解とご協力をお願いいたします。

■「地域支援・外来医薬品供給対応体制加算 1」の算定について

[処方時 8 点]

- ・ 当診療所では、患者様への安定的・継続的な医療提供および薬剤の供給体制を確保するため、以下の通り体制を整備しております。
 1. 医療費の負担軽減や医療資源の有効活用の観点から、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。
 2. 医薬品の供給不足や出荷停止が発生した場合に、治療計画の見直しや、代替薬への変更、適切な処方調整を柔軟に行える体制を整えております。
 3. 医薬品の供給状況によって、処方する薬剤や銘柄が変更となる場合には、変更の理由等を患者様へ十分にご説明いたします。

■「生活習慣病管理料（Ⅱ）」の算定について

- ・ 厚生労働省の指針に基づき、高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする方は、「生活習慣病管理料」の対象となります。
- ・ 患者個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容・検査結果を記載した「生活習慣療養計画書」を作成いたします。（おおむね 4 か月に 1 回程度）

■「一般名処方加算」の算定について

- ・ 当診療所では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方せんを発行すること）を行う場合があります。
- ・ 一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。
- ・ なお、一般名で処方した場合は、一般名処方加算が処方せんの交付 1 回につきそれぞれ算定されます。

※一般名処方とは
お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。
例）カロナール（商品名）→ アセトアミノフェン（一般名）

加算 1	8 点	後発医薬品が存在する全ての医薬品が一般名処方された場合
加算 2	6 点	後発医薬品が存在する先発品のうち 1 品目でも一般名処方された場合

■「個別の診療報酬の算定項目に分かる明細書」の発行について

- ・ 当診療所では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、「個別の診療報酬の算定項目に分かる明細書」を無料で発行しています。
- ・ 公費負担医療の受給者等で医療費の自己負担がない方についても、明細書を無料で発行しています。
- ・ 明細書には使用薬剤の名称や実施した検査の名称が記載されています。ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、窓口にてその旨も申し出してください。